

○伊藤孝江君 公明党の伊藤孝江です。よろしくお願いたします。

まず最初に、雇用調整助成金の支給体制についてお伺いをいたします。

雇用調整助成金の適用を拡大したことについては大変評価をしていただいて、また、利用したいという声も多く聞いております。迅速に支給されることも大切だと思いますけれども、私の地元の兵庫県、ここでは雇用調整助成金の申請先は神戸市にある兵庫労働局の二か所のみとされており、広い県下で一か所のみということで、各地で自分の近くで申請できるようにしてほしいという声をたくさん伺います。

〔委員長退席、理事三宅伸吾君着席〕

まず、現状として、この雇用調整助成金、今回の申請窓口の体制、各都道府県に二か所というような形なのか、どんなふうに組まれているのかについて、御説明をお願いいたします。

○政府参考人（岸本武史君） お答えいたします。雇用調整助成金の相談窓口の体制についてでございますが、労働局の規模などによりまして、都道府県労働局の助成金センターやハローワークで受理しておりますが、一部の地域では助成金センターで一元的に事務処理を行っております。

なお、兵庫労働局の場合でございますけれども、助成金センターに当たる労働局のハローワーク助

成金デスクにおいて事務処理を行うほか、基本的には小さな分室を除きまして、ハローワークにおいても申請を受理をいたしております。また、郵送による申請等も受付を行っているところでございます。

○伊藤孝江君 一か所ではないということですか。○政府参考人（岸本武史君） 兵庫労働局におきましては、労働局のハローワーク助成金デスクと、それからハローワークにおいても受付を行っているところでございます。

○伊藤孝江君 この雇用調整助成金ですけれども、申請してから給付までに要する期間の見込みですが、通常の場合、また今回の申請の場合と、どれぐらい掛かるのか、教えてください。

○政府参考人（岸本武史君） お答えいたします。雇用調整助成金につきましては、事業主の方が休業等の実施期間満了後二か月以内に支給申請を行っていただきまして、都道府県労働局におきまして、休業の実施状況、休業手当の支払状況などを確認の上、支給申請を行っているところでございます。通常の時期でございますと、書類等に不備がない限り、申請からおおむね二か月程度で支給を行うこととなっております。

今回、休業等の実施状況や休業手当の支払状況の確認は助成金の適正支給のため必要不可欠なものでございますので、今回についてもしっかりと確

認をしまいたいと思っておりますが、できる限り早期の支給が可能となるよう、手続の簡素化などについては不断に見直してまいりたいと考えております。

○伊藤孝江君 労働局の場合、通常業務としても雇用関係に関連する多くの助成金の申請にも対応されております。

地元の兵庫では、社労士の方からは、昨年申請をしたキャリアアップ助成金がまだ支給されない、育休や臨時休業に関する助成金の申請も対応に現に何か月も掛かっていると。この同じ窓口で今回の雇用調整助成金の申請がなされると、全く機能しなくなるのではないかと懸念の声をいただいております。

今回、全国的な対応ですので支援に来ていただくという人員の派遣も難しいですし、今回の雇用調整助成金を迅速にすることと併せて、通常の業務、これまで申請があったものも迅速にしなければ意味がないと考えます。

そう考えたときに、各地に申請対応できる窓口を増加することはもちろん、雇用調整助成金を始めあらゆる給付金の手続に迅速に対応するための人員拡大、社労士会など専門家に協力いただくなどの連携を要するのではないかと考えますけれども、厚労省の御所見をお願いいたします。

○副大臣（稲津久君） お答えいたします。

雇用調整助成金の申請、支給の申請につきまして、先ほど政府参考人からも一部答弁させていただきましたが、都道府県労働局の助成金センター、そしてハローワークで受理しております、一部の地域では、助成金センターで一元的に受理しているほか郵送での受理も行っていると、このように先ほども申し上げさせていただきました。

今般の新型コロナウイルス関連の影響に伴う特例措置につきましては、多くの事業主等からの問合せ、また相談が多数寄せられているところでございます。各労働局の実情に応じて、この雇用調整助成金に係る事務を専属で行うことができるようにしっかりと応援体制を組む、今議員からも御指摘のあった例えば社労士の方々等の相談員の体制強化ですとか、そうしたことを図るようにしているところでございますし、これからもそう図りたいと思っております。また、ハローワークコールセンター等の専用電話におきましても、事業主等からの個々の相談に対応しているところでございます。

いずれにしても、今後とも、この申請状況等をしつかり見極めつつ、迅速な支給処理が図れるように必要な体制を講じてまいります。

○伊藤孝江君 適用を拡大した意味があったと言っていただけのような対応を是非お願いいたします。

では次に、飲食店関係の方からいただいた、また御相談に基づいての質問なんですけれども、この週末、規模の大きい飲食店の方なんですけど、仮に従業員に感染者が出た場合にどうしたらいいんだろうということ、対応を考えておこうと思つて問合せ窓口で電話をした、でも、分からないと言われて、どうしようもありませんという形で電話が終わってしまったって困っているという相談だったんです。もちろんケース・バイ・ケースということなんだろうとは思いますが、事前にいろんな場面、リスクを想定して対応したいと考えておられる事業者の方に対して、しっかりと、それを失望させるような対応をしないような対応を是非よろしく願いたしますということ。仮にこの飲食店の従業員に感染者が認められた場合、具体的にはどう対応することになるのか、保健所から当該飲食店に対して何か指示などがなされるのかどうかということも教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（宮崎雅則君） お答え申し上げます。

飲食店におきまして新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、保健所等は、感染症法に基づきまして、患者等について入院措置を講じます。また、積極的疫学調査を通じて濃厚接触者の

把握等を行うこととなります。また、感染症の発生を予防し又はその蔓延を防止するために必要であると認めるときは、患者さんがいた場所や汚染された疑いがある場所等について、その管理者等に消毒等を指示いたします。

このような保健所等の対応は、患者さんの業務の内容や施設内での行動等を踏まえ、個々の事案の状況に応じて実施されるものでございますが、従業員の感染状況や衛生管理の状況等を考慮しつつ、事業者に対して営業継続等の判断に係る助言や指導が行われているものと承知しております。

○伊藤孝江君 この方だけじゃなくて、ほかの業種の方もですけども、従業員が感染した場合、もう二週間営業停止になると思つていらつしやる方が結構たくさんいらつしやるんじゃないかと思うんです。

これまで、感染が疑われる場合、二週間自宅待機というふうなことがあったのも影響しているのではないかと思うんですけれども、飲食店関係者に感染者が認められた場合に二週間営業停止に一律なるわけではないということかと思うんですけれども、店舗の営業に関して何を基準にどのような対応を検討すべきで、それを誰が判断するのかということについて教えていただけますでしょうか。

また、その具体的な対応を店舗の経営者が判断

するのであれば、自治体や保健所など、相談に応じてくれる場所があるのかどうかについても併せてお願いいたします。

○副大臣（稲津久君） 答えさせていただきます。

飲食店において、従業員や納入業者ですとかあるいは利用客に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、これは、一般的には保健所が積極的疫学調査を行いまして、そして加えて、必要に応じて事業者到店の消毒等を指示することになります。そして、この保健所の対応についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の患者の業務の内容や施設内での行動等を踏まえたものになるということございまして、一律に二週間の営業停止等の措置を求めるといったことはないと承知しております。

その上で、この営業の継続についてでございますけれども、当然、これは事案に応じてそれぞれの事業者が判断すると、そのようなことになっております。

それから、食品産業関係ということも含めてお話を申し上げますと、農林水産省から、従業員に新型コロナウイルスの患者が発生した場合、その際に業務継続を図るための基本的なポイントをまとめたガイドライン、これが公表されておりますので、このことについては厚生労働省も情報を共有

して、また関係各所にもこの農水省のお知らせも通知をさせていただいているところでございます。こうしたいわゆる基本的なポイントをまとめたガイドライン、これは公表されておりますので、飲食店を含めた食品事業者にはこのガイドラインも参考にさせていただきたいと、このような周知を図っているとございます。

○伊藤孝江君 結局、経営者の側では、ガイドラインやまたアドバイスに基づいて、自己の判断で営業の停止や再開を決めることができるというか、決めることになるという、確認ですけど、よろしいですか。

○副大臣（稲津久君） そのとおりでございます。○伊藤孝江君 経験がなく、なかなか判断材料が乏しい中で、そのような厳しい判断が求められるということも考えると、やはりどういった点に留意をするのかというところは、保健所等を含めてまたしっかりと相談に乗っていただく体制をしっかりとつくっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次のテーマに移らせていただきます。今日は、SBSという乳幼児揺さぶられ症候群揺さぶられつ子症候群とかいんな言ひ方があるかと思うんですけれども、この問題についてお伺いをいたします。

このSBSというのは、乳幼児揺さぶられ症候

群とって、簡単に単純化すると三つの兆候、硬膜下血腫、脳浮腫、眼底出血という三つが特に乳幼児に見られた場合に、それは暴力的な揺さぶりがあつた、つまり虐待があつたということであるべきだという考え方になります。

このSBSが疑われて子供の虐待が罪に問われた事件で、近時、不起訴や無罪判決が続いております。今日、配付させていただいております資料があります。これは私の方でまとめさせていただいたものになりますけれども、全国の全部の事案が載っているわけではありません。把握ができたものとして、ここ二年ほどで無罪あるいは不起訴という形になった事件で、中には一審、二審という形で同じ事件が二回にわたって載っているものもあります。でも、有罪率が九九%という日本の刑事司法において、これだけ不起訴や無罪判決が同じような事案で続くというのは尋常ではないと思っております。

厚生省に確認をさせていただきましたところ、このSBSが疑われる事案で児童相談所がどのように対応しているのか全く把握はしていないと、無罪や不起訴になった事案についても分析はしていないということでした。

このSBS理論、この三つの兆候があれば虐待なんだというこの理論は厚生省も前提としておりますけれども、それがどう使われ、どんな課題が

あるのか、なぜ検討しないのかというところが分からないということを指摘をさせていただきたい。ここで間違っていたきたくないのは、虐待を見逃しても構わないということではもう絶対ない。虐待が疑われる状況があるときに、子供を保護する、迅速に対応する、これは当然で、ただ、その後、本当に虐待がなされていたのかということとをきちんと検証しなければならぬと、その問題をお問わさせていただきたい。

虐待が絶対に許されないと同様に、冤罪がつけられることも許されない。子供がけがをした、あるいは亡くなったという事案で、まさか自分が逮捕されるとは、自分の夫が、妻が逮捕されるとは、自分のお父さん、お母さん、孫を見ていたおじいちゃん、おばあちゃんが逮捕されるとは、それが冤罪だったと、こんなことは本当に起きてはならないということをしつかり肝に銘じて、虐待を許さないことと冤罪をつくらぬことを併せてしつかりと見ていくことができるような手引きを厚労省には作っていただきたいというふうに考えております。

まず、このSBS理論と言われるもの、これは医学的に問題なく、正しいと認められるべきなのかということを確認させていただきま。厚労省が作成した子ども虐待対応の手引きには、家庭内の低いところからの転落や転倒では乳幼児に致死

的な脳損傷は起きないとか、受傷転機不明で硬膜下出血を負った乳幼児が受診した場合は必ずSBSを第一に考えなければならぬという記載があります。これらの記載を含め、手引き中の記載、全て医学的に正しいものだという判断、厚労省されているのか、まずお聞きいたします。

○政府参考人（渡辺由美子君） 御指摘のございました子ども虐待対応の手引き、これは児童相談所における対応ということを念頭に作っている手引きでございます。今先生が引用されました部分、これは平成二十五年に改定をしたものでございます。これは、今御指摘のありましたSBSに関して、当時の国内外の学会等の医学的知見を踏まえまして、さらに有識者による検討も経て見直しを行ったというものでございまして、SBSが疑われる場合の子供の安全確保という観点からの児相での対応として記載したものでございまして、これに関しまして、現時点におきましても、学会レベルで大きな異論が呈されているとは私ども現時点では承知はしておりませんが、ただ、改定から既に六年も経過しておりますし、関係学会における最新の議論、知見という動向も踏まえる必要があると考えておりまして、来年度、厚生労働省として調査研究事業、このSBSに関しましての調査研究事業を立ち上げまして、児童相談所における対応という観点から研究を進めてまいりたい

と思っております。

○伊藤孝江君 今、学会では大きな議論はないとおっしゃられましたけれども、実際、大きな議論はあると私は思っておりますし、この手引き、この改定した平成二十五年、その原案のときには、家庭内の軽い転倒によっても急性硬膜下出血が起こると考えられ、硬膜下出血だけで必ずしもSBSとは断定できないという記述があったと。それが、原案から変わったときに、改定したときに全く真逆で、必ず第一にSBSよというふうになったというふうには承知をしております。この点だけでも争いが無いとは絶対考えられないということをお指摘をさせていただきます。

かなり問題がたくさんある中で、今日は問題点、この点ともう一点のみ指摘をさせていただきます。医学的な検討が当然、虐待事案では必要になりますし、SBS事案で医学的な検討がなされているのかという点です。通常、子供の虐待の所見の場合、児相は医学的な意見を小児科医に求めることが多い。最初に虐待を発見する、あるいは疑う場面に直面する立場にあることから、ここは理解できる話です。現に、SBSの裁判でも検察側の証人として小児科医の方が多く出廷をされております。

しかし、SBS事案で医師に求められるのは、この三つの兆候ですね、硬膜下血腫、脳浮腫、眼

底出血が認められるのかと。これはどのような原因で起こり得ると考えられるのかという点の診断で、ここを適切に診断できるのが誰かというところ、やはり脳神経外科や画像診断などの分野の医師の方が専門ではないかと。小児科医だけの判断で適切な判断ができるかというと、なかなか困難が伴うのではないかと、うろたえておられます。

例えば、この今回配らせていただいた中の十番の大阪高裁の事案ですけれども、これは検察側の証人が小児科医師、弁護士側は脳神経外科の医師が二名と脳神経内科の医師。判決では、小児科医師の証言についてCT画像の読影について正確な専門的知見を有しているのか疑問を禁じ得ない、その他いろんな形で証言を否定されております。

このSBSが疑われる事案の場合、小児科の医師以外の脳神経外科、また画像診断、脳神経内科など、そのほかの専門医など、関係する分野の医師とも連携を取りながら医学的検討を加えることが必須だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣（稲津久君） お答えさせていただきます。

まず、先にこの個別の司法判断については、大変恐縮ですけれども、回答を差し控えることをお許しをいただきたいと思っております。

その上で、一度、もう一回整理をさせていただいて、この手引きのことですけれども、子ども虐

待対応の手引きでは、児童相談所は、医療機関等

と連携して十分な情報を集め、医師の診断のほか、子供の状況、保護者の状況、そして生活環境等から総合的に判断をして、SBSの疑いが強い場合には、子供の安全確保のために一時保護等を行う旨を記載しているほか、昨今の重大な虐待死事案も踏まえまして、リスクが高い場合にはちゅうちもなく一時保護等を実施することを、これを全国ルールとして徹底をしているところでございます。

それから、医療機関におきましては、このSBSの診断に当たっては、院内虐待対応チームというものを設置をして、複数の診療科が連携して診断が行われているものと、そのように考えております。厚生労働省としても、都道府県が実施する地域の医療従事者の研修等を通じて、この院内虐待対応チームの普及啓発も図っているところでございます。

それで、今お話がありましたこの揺さぶられ症候群、SBSに関する医学的な診断については、これは小児科医を始め幅広く関係学会からの御意見も踏まえることが大事なことで、このように認識しております。

次年度、まずはこれ、児童相談所における対応について、乳幼児揺さぶられ症候群が疑われる事例に関する調査、その研究をしっかりと実施をして、そして対応していきたいと考えているところでござ

います。

○伊藤孝江君 今副大臣の方からも、その医学的な見地以外に生活状況やその他の状況も総合的に見るというお話、手引きにはそうあるとありましたが、実際にはそうならないというところを指摘をさせていただきたい。やっぱり、これがあると虐待だと、すごく分かりやすい構図なので、そのほかの事情をなかなか見れないし、もちろんここは医師の方が見る範疇の話ではありませぬので、しっかりとそれを、児童相談所が全体を見てそういうことをやることができているのかというところを検証していただきたいというのがお願いです。

先ほどもありましたけれども、来年度の予算の中でこのSBSが疑われる事例に関する調査研究について検討していくということもありました。

今回、先ほど来挙がっております子ども虐待対応の手引き、厚生労働省のこの手引きを改定した際に関与したお医者さんは二名いらつしやるんですけども、いずれも小児科医だったと。そういう意味では、今回はほかのいろんな視点、専門の医師も含めて多角的な視点に基づく科学的な調査研究を行うべきだと考えますし、また、これまで問題になった事案、児童相談所が扱った事案もしっかりと、どんな対応を具体的にしていたのかということも含めて、検証、分析も行っていたいただきたい。

【未定稿】

今後の調査研究に当たっては、それらの点に力点を置いて、メンバーに脳神経外科を始め小児科医以外の専門医も含めて広く知見を集めて検討していただくべきだと考えますけれども、副大臣、よろしく願います。

○副大臣（稲津久君） お答えさせていただきます。

この乳幼児の揺さぶられ症候群、SBSが疑われる事例に関する調査研究については、その実施内容を今検討しているところでございますが、議員から今日この議論の中で様々な御指摘もいただきました。特にその中には、その調査研究に当たってしっかりこれ、小児科医始め専門の方々、医師始め、いろんな事例も含めて、しっかりとしたその知見を持つ専門家の意見を踏まえろという御指摘いただきましたので、そのように検討してまいりたいと考えております。

○伊藤孝江君 以上で終わります。ありがとうございます。